

自動車保管場所証明電子化システム業務端末等の

保守業務委託仕様書

令和 7 年 8 月

香川県警察本部交通部交通規制課

<目次>

第 1 調達件名	- 1 -
第 2 調達の概要	- 1 -
1. 目的	- 1 -
2. 適用範囲	- 1 -
3. 受付及び対象機器品名	- 1 -
4. 期間	- 1 -
5. 業務場所	- 1 -
第 3 保守要件	- 2 -
1. 保守範囲	- 2 -
2. 保守員	- 2 -
3. 保守作業上の条件	- 3 -
第 4 契約条件等	- 4 -
1. 品質管理・環境マネジメント体制	- 4 -
2. 秘密保持	- 5 -
3. 情報セキュリティの確保	- 5 -
4. 消去	- 6 -
5. 第三者への請負、著作権等	- 6 -
6. その他の条件	- 8 -

第1 調達件名

自動車保管場所証明電子化システム業務端末等の保守業務委託

第2 調達の概要

1. 目的

香川県警察本部（以下「甲」という。）が NTT・T C リース株式会社と平成 30 年 10 月 25 日に締結した自動車保管場所証明電子化システム(以下「本システム」という。)の賃貸借契約を延長することになり、それに使用する業務端末等の保守業務を委託するもの。受託業者（以下「乙」という。）は NTT・T C リース株式会社に替わり保守業務をおこなう。

2. 適用範囲

本仕様書の適用範囲は、本システムの保守(以下「本業務」という。)に適用する。

3. 受付及び対象機器品名

乙は、故障受付と運用に関する質問を受付ける窓口を用意すること。または、甲が原契約で利用しているコールセンターはエクシオグループ株式会社（東京都渋谷区渋谷 3 丁目 29 番 20 号、連絡先 050-3664-4414）であり、乙が継続利用の契約を結ぶこと。

本業務の対象機器は別紙のとおりであり、以下の 2 つの修理方法に分かれる。

(1) 乙が、修理完了まで乙の責任で行うもの。

(2) 乙が、故障切り分けまでを乙の責任で行い、故障機器が確定した時に修理または機器更改を甲乙で協議するもの。

4. 期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

5. 業務場所

香川県警察本部	所在地	高松市番町 4-1-10
東かがわ警察署	所在地	東かがわ市三本松 1723 番地 2
さぬき警察署	所在地	さぬき市志度 1028 番地 1
高松東警察署	所在地	木田郡三木町大字平木 56 番地 4
小豆警察署	所在地	小豆郡小豆島町苗羽甲 1351 番地 1
高松北警察署	所在地	高松市西内町 2 番 30 号
高松南警察署	所在地	高松市多肥上町 1251 番地 8
坂出警察署	所在地	坂出市江尻町 1204 番地 1
高松西警察署	所在地	綾歌郡綾川町滝宮 1332 番地 1
丸亀警察署	所在地	丸亀市新田町 1 番地 7

琴平警察署	所在地	仲多度郡琴平五条 620 番地 1
三豊警察署	所在地	三豊市高瀬町下勝間 2516 番地 4
観音寺警察署	所在地	観音寺市昭和町 2 丁目 1 番 55 号

第3 保守要件

1. 保守範囲

(1) 機器等に係る障害対応

本システム業務端末等に不具合が発見された場合は、乙の責任と負担で迅速に復旧のための措置を実施すること。

(2) その他機器等に係る問合せ対応

平成 30 年 8 月「自動車保管場所証明電子化システム業務端末等調達仕様書」で調達したハードウェア及びソフトウェア（共通アプリケーションプログラムを除く。）について、以下の表に基づいた対応可能な受付窓口を持ち、障害連絡を受付けたときは速やかに原因の切り分け・調査を行うこと。また、甲から技術者の派遣要請があった場合は、香川県内の保守拠点から故障想定施設に技術者を派遣すること。ただし、連絡等は甲が取りまとめることとする。

故障想定施設	受付時間	派遣時間
警察本部	24 時間 365 日	4 時間以内
各警察署	平日 8 時半から 17 時 15 分	6 時間以内

※平日とは土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く日とする。

※派遣時間については、島嶼部を除く。

(3) 保守結果報告

保守開始後、月 1 回以上の定期報告を行うこと。報告内容は以下のとおりとし、担当 S E ・ C E ・営業担当者が出席すること。

なお事案発生を認知した場合は、乙において報告会を行うこと。

ア 稼働率

イ 障害内容

ウ セキュリティ関連

エ 運用上の問題・課題

(4) その他

機器の設置場所の変更が生じた場合は、甲の指示に従って移設等を行うこと。

2. 保守員

(1) 保守員の体制図を明記した担当者一覧表を提出すること。

(2) 保守員は、対象機器・ソフトウェアに対して知識・技術を有しており、問題解決を行える能力がある者とする。

(3) 保守員の担当者一覧表の提出後、甲は理由を示さずに保守員の交代を要求できる。

3. 保守作業上の条件

(1) 乙は、保守作業中の機器等について、判明した設定上の不具合、ファームウェア、プログラムのバグ、現行システム同等機能の実装漏れ、セキュリティホール、その他の不具合が発見された場合は、速やかに甲と協議の上で対策を講じること。設定に変更が生じた場合には、当該変更措置を講じること。

(2) 障害発生時、保守員は連絡から指定する時間以内に指示された現場に到着すること。

ア 到着した保守員は、機器故障の原因究明・保守部品の調達手配を迅速に行うこと。

イ 特別な専門技術が必要な保守員が必要な場合には、手配を行うこと。

ウ 原因究明・根本的な対策が困難な場合には、即座に応急措置を施すこと。

① 根本的な解決に長時間を要する場合には、定期的に報告書を提出し、経過報告を行うこと。

② 応急措置は、効果的であること。

③ 措置内容については、作業開始前に情報管理課員から承認を得ること。

エ 障害内容から判断し、障害症状の発生場所と原因の場所が異なる場合には、原因発生場所に保守員を派遣すること。

(3) 運用保守については、運用マニュアルに詳しく正確に記載すること。運用マニュアルに記載のない場合には、保守作業とする。納入マニュアルの不備・記載間違いで発生した障害については、障害として取扱う。症状・規模により損害賠償対象とする。

(4) 本機器の保守に関して、甲の求めに応じ、適切な助言・補助を行うこと。

(5) IPA (Information technology Promotion Agency: 独立法人 情報推進機構)等の機関、製造元、販売元の情報に注意し、仕組み、機器、ソフトウェアの不具合情報の発表があった場合で、かつ納入機器・設定に影響する場合には、即座に対応すること。

(6) セキュリティ情報・業務内容を構築関係者以外に漏らしてはならない。

(7) 設定内容・機器構成内容の資料及び資料を含む媒体は、許可なく警察施設外へ持ち出すことを禁じる。

(8) 運用開始後に想定稼働率を達成できない機器については、製品の交換・予備品の保持等に対応すること。交換・予備品で稼働率の改善が見られない場合には、機器構成の変更等のあらゆる手段で改善を行うこと。

(9) すべての資料の複製を禁じる。

(10) 本調達以外の端末を含むネットワーク機器等及び記録媒体を香川県警察本部庁舎内への持ち込みは、原則として認めない。例外的に、設定に不可欠な端末等機器及び記録媒体を警察施設内に持ち込む場合は、事前に提出し、許可を得ること。持ち出す場合も同様とする。なお、持ち出しの際は機器の記憶領域をすべて復元不可能の状態で消去し、消去証明書を提出すること。記録媒体については持ち出しを認めない。記録媒体・機器については、PDA

(Personal Digital Assistant). 携帯音楽プレーヤー・デジタルカメラ等の USB 接続等で記録媒体として機能するものを含む。

- (11) 警察施設内の写真撮影を禁止する。例外として、施工結果の撮影等の業務上の必要がある場合は、運用担当者に撮影機器の点検を依頼し、撮影の承認を得ること。また、運用担当者が撮影後のデータの点検を行う。通信の疎通確認等で、端末を含むネットワーク機器等を持ち込む場合には、予め情報管理課に申し出ること。使用方法により、持ち出し時に機器を初期化する場合がある。
- (12) 乙は、障害の原因が機器等にあるときは、速やかに代替部品等を取り寄せ交換すること。また、ハードディスク等 (SSD (Solid State Drive)を含む。)の記録媒体に障害が発生した場合は、設置場所でデータ等の復旧に努めるとともに、交換前の記録媒体は、第4の4に従い、データ消去を行うこと。
- (13) 甲から依頼があった場合、障害発生状況についての報告を行うこと。
- (14) 乙は、運用開始後は、機器と付属品、各ソフトウェア及びシステム障害を保守の対象とし、対応窓口を一本化すること。
- (15) 保守業務は原則として乙が行うものとするが、甲と協議し、甲が認める場合に限り誓約書で開示したシステム開発業者に委託できるものとする。
- (16) 委託費用(保守業務に要する費用)は乙の負担とする。
- (17) 保守業務を実施する上で、委託先と甲の間で直接協議することを乙は妨げないものとする。
- (18) 甲から要請があった場合にはシステム保守作業を行うこと。作業の要領、内容についてはその都度協議するものとする。
- (19) 乙は、障害の未然防止のため、調整作業、部品交換作業を乙が必要と認めた場合は、速やかにその措置を講じること。
- (20) 乙は障害の原因がソフトウェア等にあるときは、復旧作業を優先させるとともに、障害原因の探索に必要な情報を収集し、調査すること。また、復旧の手順、情報の収集方法について手順書を作成し、甲に提出すること。
- (21) 保守に関する要件について、各仕様を満たしていることを証明するため、保守条件確約書及び保守体制図を事前に提出し、甲の承認を得ること。
- (22) 乙は、本部一各署間ネットワークが障害時には、ネットワーク事業者と連携し、障害原因の究明及び障害の回復に迅速に対応すること。

第4 契約条件等

1. 品質管理・環境マネジメント体制

- (1) 乙の本業務の実施予定部門が品質管理を的確に行う体制が整備されていることを証明すること。ただし、乙が、すでに保守業務を行っている場合は不要である。
- (2) 乙の本業務の実施予定部門が環境マネジメントを的確に行う体制が整備されていることを証明すること。ただし、乙が既に保守業務を行っている場合は不要である。

2. 秘密保持

- (1) 乙は、契約期間中はもとより契約期間終了後であっても、本業務を履行するうえで知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 甲が提供する資料は、原則として保守要員に限り閲覧可能とし、複製・持ち出しは許可しない。
- (3) (1)の情報及び(2)の資料を第三者に開示することが必要となる場合は、事前に甲と協議のうえ、承諾を得ること。

3. 情報セキュリティの確保

乙は、甲が保有する情報セキュリティポリシー等(以下「ポリシー等」という。)を遂守しなければならない。また、甲の保有するポリシー等については、その内容を秘密にする措置をとらなければならない。

乙は、セキュリティを確保するために以下の措置を講ずることとし、発生する費用は本調達に含まれるものとする。

- (1) 事業者組織全体のセキュリティを確保するとともに、甲から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。また、本業務の実施予定部門が情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていることを証明すること。ただし、乙が、すでに保守業務を行っている場合は不要である。
- (2) 本調達に係る業務の実施のために甲から提供する国の安全に関する重要な情報その他当該業務の実施において知り得た国の安全に関する重要な情報については、情報ライフサイクルの観点から管理方法を定め、その秘密を保持し、また当該業務に目的以外に利用しないこと。
- (3) 乙は、甲からの求めがあった場合、乙の資本関係・役員等の情報、受託作業の実施場所に関する情報、受託業務の従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を提供すること。
- (4) 本業務の遂行において、定期的に情報セキュリティ対策の履行状況を報告するとともに情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、直ちに甲に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。
 - ア 乙に提供し、又は乙によるアクセスを認める甲の情報の外部への漏洩及び目的外利用。
 - イ 乙による甲のその他の情報へのアクセス。また、被害の程度を把握するため、乙は必要な記録類を契約終了時まで保存し、甲の求めに応じて成果物と共に甲に引き渡すこと。
- (5) 乙の講ずる情報セキュリティ対策が甲の所有するポリシー等の基準を満たしていない場合には、乙は、甲と協議のうえで追加的なセキュリティ対策を講ずること。
- (6) 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、甲が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、甲がその実施内容(監査内容、対象範囲、実施等)を定めて、情報セキュリティ監査を行う(甲が選定した事業者による監査を含む。)。

- (7) また、乙は自ら実施した外部監査についても甲へ報告すること。
- (8) 情報セキュリティ監査の実施については、これらに記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。

4. 消去

本調達機器の修理・交換、借入期間満了に伴う引上げ等に当たり、ハードディスク等の記録媒体については、次の作業を実施すること。

- (1) データ消去は、すべて復元できない状態に消去すること。
- (2) 消去証明書を提出し、甲が承認した後に撤去作業を行うこと。
- (3) 物理破壊もしくはデータ消去を行い、消去証明書を提出すること。
- (4) データ消去の場合は、以下の何れかの方法であることとし、消去前に甲に対して消去方式を提示し、許可を得ること。

ア NSA 方式

イ Dod 5220.22-M 方式

ウ Dod 5220.22-M ECE 方式

- (5) ネットワーク機器の RAM 等で(4)の消去方法が困難な場合には、甲に対して消去方法を提示し、許可を得ること。記録に代替ブロック処理を行う媒体についても同様とする。
- (6) 原則として、媒体は返還しない。
- (7) 例外として、サーバ・端末等のハードディスク等の媒体については、(4)の消去作業と消去の確認の後、撤去すること。
- (8) データ消去証明書を提出し甲の承諾を得ること。

5. 第三者への請負、著作権等

- (1) 乙は、本業務の全部を一括して又は主たる部分を請負等により第三者に実施させてはならない。ただし、次の場合においてはこの限りではない。

ア 乙が、書面により請負等を受ける業者の名称・住所・請負等の業務の範囲・請負等の必要性・請負等の金額等を事前に甲に申請し、その承諾を受けた場合。なお請負等の内容を変更しようとする場合も同様とする。

イ 乙が、コピー・ワープロ・印刷・製本・トレース・資料整理、計算処理、翻訳、参考書籍等の購入・消耗品購入・会場借上等の軽微な業務を請負等しようとする場合。

- (2) (1)に基づき、第三者に業務を請負等する場合は、「1 秘密保持」及び「2 情報セキュリティの確保」に従いその者に対し、秘密の保持及び情報セキュリティの確保を請負契約等において課すこと。
- (3) 乙が(1)に基づき第三者に業務を請負等する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。なお、再々請負等の場合も同様とする。

- (4) 業務の実施にあたっては、必要に応じて納入場所の環境について事前に確認を行うこととし、甲の業務に極力支障が生じないように計画し実施すること。また、甲の既設システムの保守業者等関係者との連携・協力を図りつつ既設システムの円滑かつ安定的な稼働に支障を来すことのないよう業務を実施すること。
- (5) 試験計画書に基づき、総合試験を実施する際に使用する試験用データは、乙において準備すること。なお、既設システムの保守業者等の協力が必要な場合は、甲及び既設システムの保守業者等と協議し調整すること。
- (6) 本業務の実施に必要な工業所有権及び著作権等については、全て乙の責任において当該工業所有権及び著作権等の使用に必要な費用を負担し、使用承諾等に係る一切の手続きを行うこと。
- (7) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任と負担において一切の処理をすること。
- (8) 本業務の実施に伴い、本調達機器等の搬入・設置・修理・交換等物理的作業の実施にあたって甲の敷地内の作業場所を使用する場合は、事前に甲に申請しその承諾を得なければならない(ただし緊急に措置しなければならない場合を除く)。その場合、乙は作業場所を整理。整頓し、安全に留意して事故の防止に努めるとともに、労働基準法・労働安全衛生法を遵守して安全の徹底を図り作業すること。当該作業に伴い必要となった養生品・梱(こん)包箱等で当該作業の後不要となるものは、乙の負担で速やかに撤去すること。
- (9) 既設建物(特に室内装飾)を汚損又は破損しないように細心の注意をもって行うこと。また、乙の責めに帰す事由による構造物及び道路の損傷、土地の踏み荒らし等、第三者に与えた損害に対する費用等は全て乙の負担とする。
- (10) 乙は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、直ちに甲と協議のうえ、解決に向け両者とも最善の努力を行うものとし、独自の解釈によって行うことがないように十分注意すること。
- (11) 本仕様書に記載なき事項でも、本システムの稼働・運用に必要と認められる事項は、甲と協議のうえ、実施すること。
- (12) 乙は、甲との協議の結果を協議の都度作成し、文書にて10日以内に提出し、甲の承認を得ること。
- (13) 構築・保守で甲の指示により作成したすべてのソフトウェアの著作権は甲が所有する。
- (14) 作成したソフトウェアについては、賃貸借契約終了後もその使用权は甲に属するものとする。また、第三者が保守を引継ぐ場合の手続きについて、ソフトウェア調達者が行うべき手続きはこれを行うものとし、その費用については本調達に含めるものとする。
- (15) ドキュメントの権利は甲が所有する。
- (16) 既設のソフトウェアソースコード(有償・無償の区別は問わない)を利用して、本県システムを開発した場合には、変更開発部分全般に渡って甲が権利を所有する。ただし、GPL (GNU Public License)等のソースコード利用そのものに制限のあるものは除く。既設のソフトウェ

アソースコード使用时には、有償・無償の別、ライセンス内容を確認の後に使用すること。
この場合の著作物の権利については、権利の所在について作成前に事前に調整が必要である。

(17) ソースコードは、バージョン管理システムで管理すること。

(18) GPL 等のソースコード改変後の公開が義務付けられている場合、これを保秘に係る部分に使用することを禁じる。

6. その他の条件

(1) 概念・用語の解釈

ア 本仕様書の文・用語については、甲の解釈を採用する。用語・文面に疑義がある場合には、事前に申し出を行うこと

イ 概念・用語については、契約時の一般的な解釈とする。

(2) 他システム構築・変更時の協力体制

ア 契約期間中の関連する様々なシステム更新が予定されている。これに対応するため、システム変更時に甲の求めに応じて助言を行うこと。

イ セキュリティ要件等で、システム変更がある場合にも同様とする。

(3) 乙は、本仕様書に明記されていない事項で保守上必要である作業等については、甲と協議の上、その指示に従うこと。

(4) 契約期間中に、システムの変更・更新で設定変更が発生する場合には、軽微な変更については対応すること。工数が大きな場合には、別途費用が発生するものとするが、最も合理的方法を採用し、作業を行うこと。また、これより先に変更が発生する可能性がある場合には、内容について積極的に意見を述べること。

(5) 甲または乙は、保守開始後、性能上・運用上の問題があると判断した場合には、変更を協議する。乙は合理的な対策を講じること。ただし、問題とするためには理由・現象を明確にすることを必要条件とする。